

新しくなった

不当労働行為の救済制度の

あ・ら・ま・し



中央労働委員会・都道府県労働委員会

労働委員会では、**審査の期間の目標**を定め、迅速・的確な審査を行っています。

申立てから命令まで

1 救済の申立て

※労働組合又は労働者が行います。



• 申立ては、申立書を各都道府県労働委員会に提出して行います(なお、口頭で行うことも可能です。)

○申立書には、次の事項を記載し、申立人が署名又は記名押印します。

- ① 申立人の氏名(労働組合の場合は、名称と代表者の氏名)及び住所(労働組合の場合は、主たる事務所の所在地)
- ② 被申立人の氏名(法人の場合は、名称と代表者の氏名)及び住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
- ③ 不当労働行為を構成する具体的事実
- ④ 請求する救済の内容
- ⑤ 申立ての日付

• **申立期間**は、不当労働行為と考えられる行為のあった日(継続する行為についてはその終了した日)から**1年以内**です。

2 調査

※主張の整理や、争点・証拠の整理を行う手続です。



• その事件を担当する公益委員及び労使参与委員を選任して、事件処理を進めることが通例です。

公益委員の除斥・忌避

具体的な不当労働行為事件と公益委員との間に密接な関係があって、審査の公正さについて疑いが生じるおそれのある場合には、当事者の申立て又は職権により、その公益委員は事件に関与することができないように排除されます。

• 使用者からは、答弁書の提出を求めます。

• 期日を設けて、当事者の主張を聞いたり、証拠の提出を求め、主張の整理や争点・証拠の整理を行います。

審査計画の策定

- 労働委員会は、審問の開始前に、労使当事者の意見を聴いて、審査計画を作成します。
- 計画の記載事項は、次のとおりです。
 - ① 整理された争点・証拠
 - ② 審問を行う期間、審問の回数及び尋問する証人の数
 - ③ 命令書の交付の予定時期

• このように、**この段階で審問の計画や命令書の交付時期が決められます。**

• 審査計画が作成されたときは、労働委員会はもとより、**労使当事者も、計画に基づき審査が円滑に行われるよう努めること**が求められます。

3 審問

※当事者が陳述したり、証人調べなどを行う手続です。



• 期日を設けて、当事者尋問、証人尋問、証拠調べ等を行います。

• 証人等の尋問の前には、宣誓を行います。

• 労働委員会は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができます。

証人等出頭命令及び物件提出命令

① 証人等出頭命令

労働委員会は、当事者の申立て又は職権により、不当労働行為の事実を認定するために必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させることができます。

② 物件提出命令

労働委員会は、当事者の申立て又は職権により、不当労働行為事件に関係のある帳簿書類等の提出を命じることができます。

③ 不服の申立て

証人等出頭命令又は物件提出命令を受けた者がその命令に不服があるときは、命令を受けた日から1週間以内に中央労働委員会に不服申立てをすることができます。

* 物件提出命令を受けたにもかかわらずその対象物件を提出しなかった場合には、正当な理由がある場合を除いて、労働委員会命令の取消訴訟では、同一の事実を立証するためにその物件を提出することはできません(取消訴訟における新証拠の提出制限)。

* 物件提出命令では、必要のない部分や、個人の秘密及び事業者の事業所の秘密に配慮する部分については、その部分を除外して物件の提出を命ずることになります。

• 最後陳述→結審

当事者には、審問の終結に先立って、最後陳述の機会が与えられます。

4 合議

※命令の発出は、公益委員会議における合議によります。



• 合議に先立って、調査又は審問に参加した労使委員の意見が聴取されます(意見開陳)。

5 命令書の交付

命令書



和解



※命令が確定するまでの間は、いつでも、和解により事件を終結させることができます。

- 労働委員会に申立てられた事件の70～80%は、和解で解決しています。
- 当事者間で和解が成立したときは、申立てを取下げるか、和解の認定を受けることにより、事件は終結します。

① 和解の認定

当事者間で和解が成立し、当事者双方からの申立てがあった場合に、労働委員会がその和解の内容を適当と認めるときは、審査の手続は終了します。

* 再審査や行政訴訟の段階で和解の認定があったときは、すでに発せられた命令は失効することになります。

② 和解調書の作成、執行文の付与

和解に金銭の一定額の支払等を内容とする合意が含まれている場合は、当事者双方からの申立てにより、労働委員会が和解調書を作成することもできます。

この和解調書は、強制執行に関しては債務名義とみなされます。また、債務名義についての執行文の付与を行うこともできます。

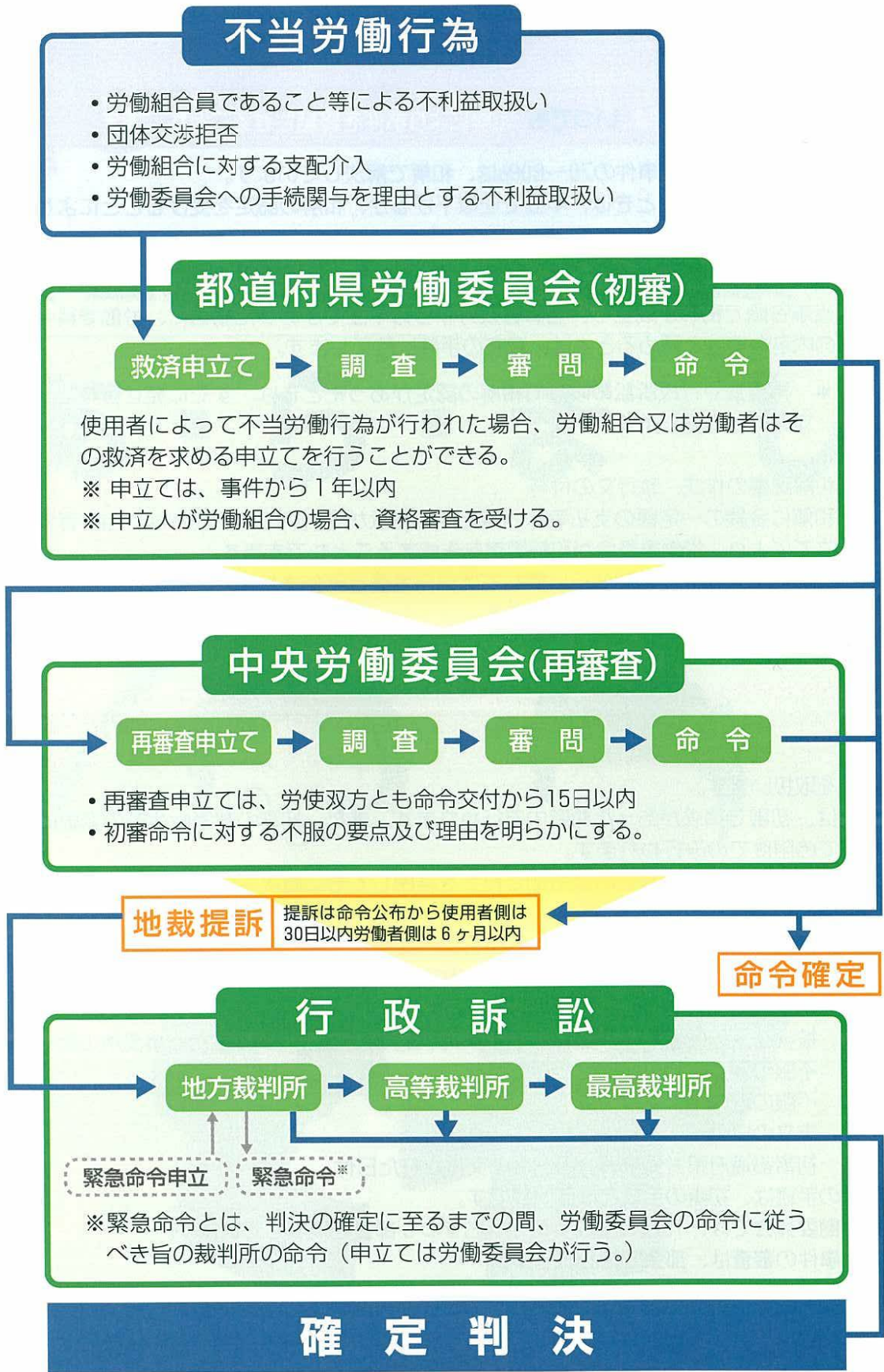
中央労働委員会

- **原則として、都道府県労働委員会の命令について不服がある場合に当事者の申立てにより、再審査事件**を取扱います。
- 再審査は、初審で請求があった範囲内で行われます。また、初審の救済命令等の変更は、再審査の申立ての限度でのみ行われます。
- 再審査申立書は、初審の都道府県労働委員会を経由しても、直接中央労働委員会に提出してもかまいません。
- 再審査は初審の命令書が交付されてから**15日以内に申立て**なければなりません。
 - 再審査申立書には、次の事項を記載し、申立人が署名又は記名押印します。
 - ① 申立人の氏名(又は名称・代表者の氏名)及び住所(又は主たる事務所の所在地)
 - ② 被申立人の氏名(又は名称・代表者の氏名)及び住所(又は主たる事務所の所在地)
 - ③ 不服の要点
 - ④ 不服の理由
 - ⑤ 申立の日付
 - ⑥ 初審都道府県労働委員会の命令の交付された日付
- 再審査の手続は、初審の手続とほぼ同様です。
- 中央労働委員会では、15名の公益委員が5名ずつ3部会を構成しています。通常、事件の審査は、部会で行われます。

命令の取消訴訟

- 都道府県労働委員会又は中央労働委員会の命令に不服がある場合は、**管轄の裁判所に対して命令の取消訴訟を提起**することができます。
- 訴えが提起できるのは、**命令交付の日から、使用者側は30日以内、労働者側は6ヶ月以内**となっています。

不当労働行為審査手続の流れ



全国では年間300件以上の不当労働行為事件が申し立てられています。
詳しい手続に関しては、各都道府県労働委員会にお問い合わせください。

不当労働行為の救済制度とは

《不当労働行為とは》

不当労働行為とは、憲法第28条が保障する勤労者の団結権を実質的に保障するため、労働組合法で禁止している使用者の次のような行為です。

〔不当労働行為の種類〕

- ① 組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い
(例) ・労働組合への加入、労働組合の結成又は労働組合の正当な行為を理由とする不利益取扱い。
・労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること。
- ② 正当な理由のない団体交渉の拒否
(例) ・当該企業で働く労働者以外の労働者が労働組合に加入していることを理由とする団体交渉の拒否。
- ③ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助
(例) ・労働組合の経費に経理上の援助を与えること。
- ④ 労働委員会への申立等を理由とする不利益取扱い
(例) ・労働者の申立てにより、労働委員会が調査又は審問をしたことを理由とする不利益取扱い。
・労働委員会が行う労働争議の調整に際し、労働者が証拠を提示したことを理由とする不利益取扱い。

《労働委員会とは》

- 労働者の団結権等の保護及び労働組合と企業との間の紛争の解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成（公益委員、労働者委員、使用者委員）の行政委員会です。
- 都道府県の機関として都道府県労働委員会が、国の機関として中央労働委員会が設置されています。

ご不明な点は、下記の機関までお問い合わせください。

労働委員会

中央労働委員会

☎ 03-5403-2111

URL <http://www2.mhlw.go.jp/churoi/index.htm>